

いわき市高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者世帯の熱中症対策及び経済的な負担軽減を図ることを目的とし、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入券（第1号様式。以下「購入券」という。）の交付を受けた者（以下「購入券交付決定者」という。）に、エアコンを販売した市の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる対象者は、市内に本社を有し、次の各号のいずれかに該当する登録事業者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下であること。
- (2) 従業員数が50人以下であること。

(事業者の登録)

第3条 市の登録を受けようとする事業者は、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者登録申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業証明書又は開業証明書
- (2) 市民税又は法人市民税の納税証明書
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第3号様式）

2 いわき市入札参加有資格者名簿に登録のある事業者については、前項の各号に規定する書類の添付を省略できる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、その結果を高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者登録決定・却下通知書（第4号様式）により、通知するとともに、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者登録名簿（第5号様式。以下「登録名簿」という。）に登録する。

(補助対象エアコン)

第4条 補助金の交付対象となるエアコンは、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 登録事業者が購入券交付決定者に販売した、壁又は窓に固定して設置するエアコン（新品に限る。）であること。ただし、市長が住宅の構造等を理由にエアコンを壁又は窓に固定して設置することが困難と認める場合は、この限りでない。
- (2) 購入券交付決定者が居住する住宅に設置するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、エアコン本体の購入及び設置に係る経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、5万円を上限とする。ただし、前条の経費が5万円未満のときは、実際に要した額とする。

2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

(購入券の交付対象者)

第7条 購入券の交付対象者は、次の各号のすべてに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 世帯全員が市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 世帯全員が65歳以上であること。
- (3) 世帯全員が市民税非課税であること。
- (4) 居住する住宅にエアコンが1台もない又は故障して1台も使用できない状態にあること。
- (5) 補助金の交付を受けようとするエアコンに対するこの要綱に基づく補助金以外の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。
- (6) いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者に該当する者でないこと。

(購入券の申請等)

第8条 購入券の交付を希望する者は、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入券

申請書兼同意書（第 6 号様式。以下「申請書」という。）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、購入券を交付する。
- 3 購入券交付決定者が第 4 条に規定する補助対象機器を購入しようとするときは、別に定める登録事業者へ購入券を提出し、エアコン本体の購入及び設置に係る費用の総額から補助額を差し引いた額を支払い、購入するものとする。

（補助金等交付申請書の添付書類等）

第 9 条 規則第 4 条第 1 項に規定する期日は、補助金の交付申請をする年度の 2 月末日とする。

- 2 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 購入券
- (2) エアコン設置報告書（第 7 号様式）
- (3) 工事写真台帳（第 8 号様式）
- (4) エアコン本体の購入及び設置に係る費用の総額から補助額を差し引いた額が分かる領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する書類は、同条第 2 項の規定により提出を省略するものとする。

（着手届等の省略）

第 10 条 規則第 10 条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

- 2 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（登録事業者の変更等の届出）

第 11 条 登録事業者は、登録事項に変更があったときは、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者登録変更届出書（第 9 号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、事業を廃止、休止又は再開するときには高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者廃止・休止・再開届出書（第 10 号様式）により直ちに市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第 12 条 登録事業者の登録の有効期間は、第 3 条の規定による登録が行われた日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の 30 日前までに、登録事業者から登録取り下げの申し出がない限り、毎年度、有効期間を自動的に 1 年間更新するものとする。

(登録の取り消し)

第 13 条 市長は、登録事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録内容に虚偽があったとき。
- (2) 第 3 条第 1 項及び第 9 条第 2 項に規定する書類に虚偽があったとき。
- (3) その他、市長が取消しを必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録名簿から抹消し、高齢者世帯熱中症対策エアコン購入補助事業者登録取消通知書（第 11 号様式）により登録事業者に通知するものとする。

(情報の提供等)

第 14 条 購入券交付決定者は、必要に応じて利用状況調査等に協力しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定する市長が定めるものは、補助対象のエアコンとし、同条第 1 項ただし書に規定する市長が定める期間は、6 年とする。

2 購入券交付決定者は、最善の注意をもって補助対象の機器を使用し、維持管理しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。